

## 東京大学医科学研究所教職員表彰規程

平成16年4月1日制定  
東大医科研規則第21号  
改定 平成17年 4月 1日  
平成19年 3月26日  
平成25年 7月25日  
平成31年 3月22日

### (目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、教職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

### (名誉・善行による表彰)

第2条 就業規則第37条第1号に定める表彰は、当該行為があった場合、医科学研究所長の推薦により、当該教職員に対し行うものとする。

2 前項の表彰については、当該行為に応じその都度決定するものとする。

### (総長が必要と認める場合の表彰)

第3条 就業規則第37条第2号に定める表彰は、前2条に該当しない場合であって総長が必要と認めるときに行うことができる。

### (表彰)

第4条 表彰は、総長が、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

### (表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に定める日又は総長がその都度定める日に行うものとする。

### (雑則)

第6条 この規程で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規程の施行日前に、東京大学職員の表彰に関する内規（昭和38年2月19日制定）により受けた表彰は、この規程第2条に規定する者に対して行われた表彰とみなす。

3 この規程の施行日前から教職員及び東京大学以外の国立大学、その他官公庁等の職員として引き続き在職期間についても、この規程第7条に定める勤続期間の計算により算入する。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。